

# 今回のインターペットで見られた NG 表現・表示 および表示全般に関する注意事項 <ペットフード>

## I. インターペット東京 2026 で見られた NG 表現・表示

### (ア) 使用前使用後の写真

- ① 摂食前後でペットの身体の構造・機能に影響を与えることが暗示されるため、原則として、ペットフードの摂食前後を比較した写真やイラスト等の表示はできません。



(例)

Before



After

### (イ) 歯垢・歯石が解消するような表現

- ① 歯垢、歯石、口臭について、口腔内での消化性に関する物理的特徴又は噛むことによる物理的作用（口臭については、着香も可）について、妥当な説明の明記が必要です。

例：「歯石がとれる」などは NG

### (ウ) 病気や症状を羅列し、それらが良くなるかのように暗示している表示

- ① 病名や症状などを羅列し、それらに効果があるように暗示している表示はできません。

例：「涙やけ」「皮膚炎」「外耳炎」「かゆみ」「赤み」などは NG

### (エ) 動物の身体や機能に影響を及ぼすことが目的と判断される表示

- ① 動物の身体や機能に影響を及ぼす表示はできません。

例：「腸内環境を整える」「口腔内環境を整える」「整腸作用」「腸をよくする」などは NG

## II. 表示全般に関する注意事項

### ① 商品展示における表示

下記用語を製品説明時に記載する場合は、薬機法に違反する可能性があるため、使用时は注意が必要です。詳しい使用方法については、ペットフード公正取引協議会 HP の「ペットフード等の薬事に関する適切な表記のガイドラインと事例集」にてご確認ください。

具体的な病名（口内炎、皮膚炎、外耳炎、糖尿病等）、～症状を予防、改善、軽減、抑制、対策  
免疫力アップ、抗炎症、腸内環境改善、関節サポート、涙焼け

また、食物アレルギーに対応した療法食の場合も、その成分が食物アレルギーを起こしづらいとか、アレルゲンとなりにくい処理を施したとの妥当な説明が明記されていない場合は、具体的な病名や症状についての表記は出来ない可能性があるため、注意が必要です。

参照：ペットフード等の薬事に関する適切な表記のガイドラインと事例集

<https://pffta.org/hyouji/guidelines.html>

事例集 I－(1) ①病名・症状と④食物アレルギー

② 海外、輸入製品における表示

ペットフード安全法の表示基準で必要事項を和文で表示する必要があるため、和文表記がないものについては、販売ができません。※表示か所の指定はありません。

詳しくはペットフード安全法にてご確認にてご確認ください。

参照：ペットフード安全法 ([http://www.famic.go.jp/ffis/pet/tuti/21\\_2236.html](http://www.famic.go.jp/ffis/pet/tuti/21_2236.html))

(3) 表示の基準（成分規格等省令別表の3）

販売用愛玩動物用飼料は、次に掲げる事項を表示しなければならないこととされている。これらのうち、アからウまでについては、愛玩動物の健康被害の防止の観点から、ウからオまでについては、問題発生時等に製品を特定する観点から表示することとされている。これらの事項は、邦文をもって表示しなければならない。

- ア 販売用愛玩動物用飼料の名称
- イ 原材料名
- ウ 賞味期限
- エ 製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所
- オ 原産国名

【ご注意】

1 製品表示だけでなく、製品の成分の説明、広告宣伝物、口頭での説明も同様に NG 表現がないようにお願いします。

2 記載の表現は薬事関係のみの表現であり、景品表示法への適合についての記載がありません。ただし、合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされますので、各自でご注意をお願いします。

【参考情報】

商品パッケージ等の薬機法に関する該当性確認については、「事業者の所在地(本社や開発関連事業所の所在地)を所管する都道府県」にお問合せください。

動物薬事に関するお問い合わせ先一覧（都道府県）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/contact.html>

ペットフードにおける薬事表現に関するガイドラインに関してはペットフード公正取引協議会の HP に情報があります。

<https://pffta.org/label/guidelines/>

※上記ガイドラインを十分にご確認したうえで、「問題がある表記であるか判断がつかないものに限定して」お問い合わせください。

★オーラルケア関連

- ・オーラルケア剤：ブラッシングを伴わない商品での歯石、口臭への訴求は NG
- ・口腔用スプレー：口臭、歯石、着色 →成分の作用では NG
- ・歯磨き剤：自然由来の力で口内を清潔に保つ →物理的清掃でなく成分の作用では NG
- ・口内に貼るフィルム 成分の口臭抑制訴求は NG  
歯周病の写真の横に使用法の貼り出し →歯周病への使用を示唆し NG
- ・歯みがきの Before After の写真に、ブラッシングなどの併用の表示がない →物理的作用であることの表示必要

★ボディケア関連

- ・シャンプー：アレルギー体質、脂漏症、マラセチア、膿皮症 →訴求効果 NG
- ・スキンケア剤：成分の有効性の説明：ダメージを受けた皮膚の回復、抗炎症、皮膚バリア機能をサポート、細胞再生促進、修復、肌の弾力改善、しわ改善、傷の治癒、抗炎症、皮膚治療、創傷治療
- ・スキンケアクリーム：ペット用スキンケア軟膏 →軟膏は医薬品の剤型であり雑貨品での表示は NG  
鎮静、炎症、修復、湿疹、猫ニキビ、傷、皮膚炎 →訴求効果 NG  
アメリカの FDA で医薬部外品の許可を取得 →雑貨品に薬効があることを表示し NG
- ・肉球ケア剤：有効成分の説明：補修成分〇〇、柔軟成分〇〇 →成分の効果説明も化粧品の範囲内でない NG
- ・耳クリーナー：耳の不調、耳をかゆがる、耳のニオイ、雑菌の繁殖を抑える、猫ニキビ（皮膚疾患）  
病原菌の抑制データ揭示、皮膚がんの抑制データ揭示 →本データは医薬品効果の表示として NG
- ・消臭剤：口・体も消臭 →成分による消臭は NG  
除菌、ウイルス・細菌を不活化・除菌 →医薬品的効果として NG
- ・体用スプレー：殺菌作用のある〇〇を配合 →医薬品的効果として NG
- ・体用スプレー：アロマでダニや蚊の忌避 →ダニや蚊の忌避は医薬部外品の効果で NG
- ・入浴剤：抗菌、抗炎症、皮膚形成、血流、バリア機能サポート →医薬品的効果として NG  
新聞記事「皮膚疾患予防効果」の展示 →商品と同時に展示すると商品に薬効があることを示し NG
- ・多目的スプレー：ペットにも使える使用方法がある場合は、ペットの体への消臭、除菌、抗菌の訴求は NG

★検査関連 →病気の診断ととらえられるものは、診断薬又は医療機器にあたるので NG

- ・アプリ：腎機能、膀胱炎のセルフチェック
- ・DNA 検査 遺伝性疾患の検査
- ・オシッコチェック 説明文：病気の早期発見へ

★フード（サプリメント、健康食品）関連

- ・体内の炎症、慢性腎不全、股関節痛、バテラ膝蓋骨脱臼、腰痛ヘルニア、結石 →病気の改善は NG
- ・配合菌が抗菌成分を生成、配合菌がバイオフィルムを溶かす酵素を生成 →抗菌剤の配合と同義であり NG
- ・涙やけ改善、脱毛改善 →摂取しての改善は薬効であり NG
- ・有効成分の大学との共同研究「歯周病、口内炎、腸炎、腸管免疫、誤嚥性肺炎、犬猫のメンタル解析」を揭示  
→当該品や当該成分に薬効があることを表示していることと同じで NG
- ・免疫、猫白血病、癌、腫瘍改善の症例データの揭示 →当該品に薬効があることを表示していることと同じで NG